

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「高松空港土木施設維持修繕工事」に係る落札者の決定について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行った「高松空港土木施設維持修繕工事」については、下記のとおり落札者を決定しました。

1 落札者の名称

鹿島道路株式会社

2 落札金額

215,000,000円（税抜）

※工事期間（平成27年4月1日～平成30年3月31日）3年間分の額

3 落札者の評価点

標準点及び加算点の合計	入札価格（税抜）	評価値
154.3点	215,000,000円	71.7674

注）評価値は、標準点及び加算点の合計を入札価格で除した値を10の8乗倍したもので、小数点5桁以下は切り捨て

4 落札者決定の経緯及び理由

高松空港土木施設維持修繕工事における民間競争入札実施要項及び入札説明書に基づき、入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。

入札価格については、2月10日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、総合評価及び施工体制を確認するための審査を行い、上記の者が落札者となった。

5 落札者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

落札者が行う高松空港土木施設維持修繕工事は、航空機運航の安全性及び定時性を確保するため、滑走路等の巡回点検、着陸帯等の草刈、滑走路等の舗装面清掃、滑走路等のゴム除去、排水溝清掃、滑走路等の標識維持、植栽の維持、緊急補修等を総合的な調整のもと、適切な進捗管理を行いながら実施するものである。

これらの実施体制については、作業区域において、安全且つ丁寧に施工することはもとより、決められた時間内に作業が終了し、航空機運航が開始出来るような日々の作業実施時の対応、緊急時には短時間で作業が終了できるよう適切に実施する。

また、実施方法については、空港土木施設の機能維持を図るため、常時良好な状態に保つよう維持を行い、空港の円滑な運営及び航空機運航の安全性を確保するものとする。